

令和 7 年度第 1 回
東京都健康推進プラン 2 1 推進会議

令和 8 年 2 月 1 6 日

東京都保健医療局保健政策部

(午後5時30分 開会)

【千葉健康推進課長】 定刻となりましたので、ただいまから、令和7年度第1回東京都健康推進プラン21推進会議を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、カメラをオンにして参加いただきますよう、よろしくお願いいたします。

本日、委員の皆様方には、お忙しい中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。今回もオンラインでの開催となっております。ご不便をおかけするかもしれませんが、なにとぞよろしくお願いいたします。

私は、事務局を務めます、東京都保健医療局保健政策部健康推進課長の千葉でございます。議事に入りますまでの間、進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

初めに、オンライン開催に当たりましてお願いが何点かございます。本会議の内容に関しましては、事務局以外の音声の録音、写真、動画、スクリーンショットなどの撮影はご遠慮いただいておりますので、よろしくお願いいたします。

また、ご発言の際のお願いがございます。現在、皆様のマイクをミュートに設定させていただいております。今後ご発言の際以外は、このままミュートでのご参加をお願いいたします。ご発言の際は、画面上で分かるように挙手していただくか、チャット機能で挙手ボタンを押していただき、座長の指名を受けてからマイクをオンにしてご発言をお願いいたします。

ご発言の際は、お手数ではございますが、ご所属とお名前をおっしゃってから発言いただき、ご発言が終わりましたら、またマイクをミュートにしてください。

音声がかえれないなどのトラブル等がございましたら、チャット機能か、緊急連絡先にお電話かメールをいただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、資料の確認をさせていただきます。委員の皆様には事前にデータを送付させていただいておりますが、画面でも共有させていただきます。次第にもございますとおり、本日の資料は、資料1-1から資料5までとなっております。

本日の議題は4つございます。1点目が「令和7年度施策検討部会報告について」、2点目が「東京都健康推進プラン21（第三次）各指標の進捗について」、3点目が「東京都健康推進プラン21（第三次）に関連する取組の実施状況について」、4点目が「令和8年度の取組について」となっております。

なお、本会議は、資料1-1「東京都健康推進プラン2.1推進会議設置要綱」第1.2により公開となっております。委員の皆様のご発言は、議事録にまとめまして、後ほど、ホームページ上に公開させていただきますので、あらかじめご承知おきください。

また、本日、傍聴の方が1名いらっしゃいますことをご報告いたします。

次に、委員のご紹介ですが、時間の都合もございますので、昨年度から変更がありました方のみ、ご紹介させていただき、ほかの皆様につきましては、お手元の資料1-2「令和7年度東京都健康推進プラン2.1推進会議委員名簿」の配付をもって代えさせていただきます。

それでは、今回、新たに本会議の委員にご就任いただきました方をご紹介させていただきます。

委員名簿をご覧ください。保険者団体の一番上、葛飾区福祉部長の新井委員でございます。

次に、関係行政機関の上から3番目、前任の大谷委員に代わりまして、檜原村福祉けんこう課長の岡部委員でございます。

また、本日、欠席のご連絡をいただいておりますが、関係団体の上から2番目、公益社団法人東京都歯科医師会理事の阿部委員、保険者団体の上から2番目、小金井市市民部長の深澤委員、関係機関の上から3番目、東京労働局労働基準部健康課長の木村委員、同じく関係機関の一つ下、東京産業保健総合支援センター副所長の恒吉委員に新たに委員としてご就任いただいております。どうぞよろしく願いいたします。新たな委員のご紹介は以上でございます。

次に、委員の出欠状況でございますが、先ほど、委員紹介でお伝えした新たな委員の中でご欠席の方々に加えまして、本日、学識経験者の津下委員、関係団体の鳥居委員、関係機関の進藤委員、小林委員、関係行政機関の笠松委員と国分寺市の新井委員には、欠席のご連絡をいただいております。

なお、都の庁内関係部署の出席者につきましては、委員名簿の下部にございます庁内関係者の一覧をご覧ください。

事務局からは以上でございます。以後の進行につきましては、座長にお願いしたいと思います。河原座長、どうぞよろしく願いいたします。

【河原座長】 それでは、本日の次第にのっとりまして、早速、議事を進めたいと思います。本日の会議が有意義なものになりますように、皆様からは忌憚のないご意見、あるいは

はご提案を頂戴したいと思います。

また、多くの委員の皆様からできる限りご発言をいただきたいと思っておりますので、議事の進行にご協力のほど、よろしく願いいたします。

初めに、議事（１）「令和７年度施策検討部会報告について」、まずは事務局より、開催状況についてご説明をお願いします。

【千葉健康推進課長】 それではご説明させていただきます。資料２をご覧ください。

今年度の施策検討部会につきましては、当初の予定どおり８月と２月の計２回、開催しております。

第１回の部会では、東京都健康推進プラン２１（第三次）の各分野から５つの分野を取り上げ、指標の経年推移や課題、これまでの都の取組を踏まえた今後の方向性について、事務局からご説明をさせていただき、各委員からご意見をいただいたところでございます。

また、先々週に実施いたしました第２回の部会では、本日、この後の議題でもご説明させていただきますが、東京都健康推進プラン２１（第三次）に関連する取組の進捗報告と、来年度予算案である、令和８年度の新規事業について説明させていただきました。

部会で委員からいただいたご意見につきましては、この後、部会長からご報告をお願いできればと思います。

事務局からは以上です。

【河原座長】 ありがとうございます。

それでは、施策検討部会の意見等の報告について、村山部会長からご説明をお願いいたします。

【村山部会長】 村山でございます。

先ほど説明がありましたとおり、今年度は８月と２月に、２回施策検討部会が開催されました。主に、東京都健康推進プラン２１（第三次）に関係する各分野の事業に関しまして、取組の方向性や進め方に関して議論し、様々な意見が出されました。

まず、８月に行われました第１回の施策検討部会では、東京都健康推進プラン２１（第三次）に関連する事業の実施状況や方向性として、栄養・食生活、身体活動・運動、喫煙、がん、女性の健康、この５つの分野が取り上げられ、事務局からこれまでの実績や、これからの方向性について説明をいただきました。

各委員からは、文化的な背景やその違い、また、施策を進めるに当たって考慮すべき事項について助言があったほか、例えば、喫煙に関しましては、紙巻たばこだけではなく、

加熱式たばこや水たばこ等の使用も、現状増えておりますので、都としても、ある程度そのような現状も把握していくように努めるべきではないか、また加熱式たばこの普及率が非常に高い可能性もあるので、今後、喫煙率の測定や考察を行う際には、十分注意が必要ではないか、という意見が出されました。

また、全体的な意見としましては、都の事業の参加者数やアクセス数といった数値目標が各事業に関して提示されましたが、その数値は多いのか、少ないのか等、解釈に関してもう少し委員にも分かりやすく、あるいは都民にも分かりやすいように表示いただきたいという意見も出されました。

さらに、時間の関係もあるので、説明いただく事業は限られますが、都の健康に関する政策の全体像を把握せずに、個々の事業だけ見てもよく分からない部分があるので、全体像を把握したいという意見や、年度ごとに評価していくべきだという意見も出されました。

続きまして、2月に行われました第2回の施策検討部会では、各指標の進捗や東京都健康推進プラン21（第三次）全体の取組の実施状況のほか、令和8年度以降の新規事業に関して説明がありました。

委員からは、ご専門分野を中心に様々な意見をいただきました。例えば、飲酒に関しましては、東京都健康推進プラン21（第三次）の中では適量という言葉が入っていますが、適量の表現については、現在、WHOでも議論になっている最中ですので、適量と書くのか適正と書くのか、あるいは、アルコールは摂取しないと書くのか等、今後、世の中の動向を注視しながら、都としても修正をしていく必要があるのではないかという意見が出されました。

さらに新規事業として、睡眠に関する事業がありましたが、若い世代や働く世代は、週末の夜ふかしや入眠時刻の先延ばし等、社会的ジェットラグが問題になっていることや、あるいは、睡眠時間を優先することがもったいないと感じる人たちもいるので、量だけではなく、質の部分もしっかり考えていく必要があるのではないかという意見が出されました。

さらに、若者の自殺対策に関しましては、市販薬のオーバードーズが非常に問題になっていますが、オーバードーズについては、必ずしも自殺目的ではなく、素面でいるのがつらいので、薬をたくさん摂取する若者たちも存在しています。オーバードーズの有害性についての認識があまりない人たちも存在するのではないかということで、有害性を周知していく取組も必要ではないかという話が出されました。

以上です。

【河原座長】 ありがとうございます。

ただいま、事務局と村山部会長から、令和7年度施策検討部会報告のご説明がございましたが、何かご意見、あるいはご質問はございますか。

着々のご検討されている印象を受けまして、また後の議題でも関連しますので、ここではご質問はよろしいでしょうか。

続きまして議事（2）の「東京都健康推進プラン21（第三次）の指標の進捗について」、事務局からご説明をお願いします。

【千葉健康推進課長】 事務局でございます。

資料3をご覧ください。

こちらの資料は、東京都健康推進プラン21（第三次）における指標の一覧でございます。東京都健康推進プラン21（第三次）では、各指標の状況につきまして、令和12年に中間評価、令和16年に最終評価を行うこととしております。評価に当たりましては、東京都健康推進プラン21（第三次）の策定時の指標数値、ベースライン値を基に数値の変化を分析していく予定でございます。

ベースライン値につきましては、出典元の調査別に、どの時点をベースライン値にするかをあらかじめ設定しておりまして、今後も、各会議の開催のタイミングで、ベースライン値の設定状況を共有させていただきたいと思っております。

今年1月までに数値を把握できた指標につきましては、表の中央にございますベースライン値の列を黄色く着色してございます。今後、ベースライン値が出てくるものにつきましては、設定する調査年や調査結果の公表予定時期を記載させていただいております。

東京都健康推進プラン21（第三次）では、国の「国民健康・栄養調査」から、東京都分を再集計して数値を把握する指標が多く、国の公表時期との兼ね合いもありまして、現在のところ、多くの指標が令和8年度以降の設定になる予定となっております。

したがって、今回お示しできるものは少ないのですが、新たにベースライン値が判明した指標について説明させていただきます。

資料3の2ページ、一番上のがんの75歳未満年齢調整死亡率についてですが、令和6年のがん統計によりまして、ベースライン値は61.0となりました。東京都健康推進プラン21（第三次）の策定時の数値が64.9でしたので、数値としては若干減少しているところでございます。

続いて、人口10万人当たり糖尿病性腎症による新規透析導入率ですが、こちらは日本透析医学会の令和6年のデータでございます。東京都健康推進プラン21（第三次）策定時の11.0から減少し、ベースライン値は8.7となります。

同じページの下部、人口10万人当たりCOPDによる死亡率ですが、こちらは令和6年の都の人口動態統計年報によるもので、東京都健康推進プラン21（第三次）策定時から、男女共に増加し、ベースライン値は、男性が18.3、女性が4.0となりました。

最後に、こころの健康の部分の自殺死亡率です。こちらでも都の人口動態統計年報によるもので、総数、男性、女性の別に出してございます。いずれも東京都健康推進プラン21（第三次）策定時の数値よりも減少しており、ベースライン値は、総数が14.6、男性が18.7、女性が10.8となりました。

また、ベースライン値となる調査年ではないものの、最新数値が把握できたものにつきましても、数は少ないですが、備考欄に記載させていただいております。

今回、大きく増減が生じている指標はございません。また、健康づくりに関連する数値は、数年単位での傾向の把握が重要と考えてございます。指標の評価につきましては、最初に申し上げましたが、中間評価と最終評価のタイミングで行うため、現在の最新の数値のみで施策の評価ができるものではないと考えておりますが、各事業の検討に当たりましては、関連数値の動きを把握していく必要があるため、今後も本会議で共有させていただく予定でございます。

なお、先ほどの施策検討部会報告の資料にありましておおり、先日の第2回の施策検討部会において、本資料のご意見として、各数値の解釈に当たり、年齢調整されているのかどうか補足情報があると良いというご意見がございましたので、この点につきましては、来年度以降の資料において記載方法を検討したいと考えてございます。

事務局からは以上でございます。よろしくお願いたします。

【河原座長】 ありがとうございます。

ただいま、事務局から東京都健康推進プラン21（第三次）の各指標の進捗状況についての説明がございましたが、何かご意見やご質問はございますか。

ベースライン値が固まっているところはうまくいっていると思いますが、ベースライン値から改善したか、悪化したかというのが、健康増進事業と一対一の対応をしていないと思います。医療が良くなっても悪くなっても改善するし、他の健康づくりももちろん重要ですから、その辺りに気をつけて、施策の展開を見ていく必要があるのではないかと

思います。

いずれにしても、国民健康・栄養調査が実施されて、東京都分を抽出してさらに分析するというプロセスを経ますので、もう少し後に確定すると思います。分かっているところの説明はここまでで、残りの部分はこれからの議論になると思いますので、特にご意見がなければ次に移りますが、よろしいでしょうか。

それでは、次に議事（３）に進みます。議事（３）は「東京都健康推進プラン２１（第三次）に関連する取組の実施状況について」でございます。こちらについて、事務局からご説明をお願いします。

【千葉健康推進課長】 事務局でございます。

資料は、資料４－１から４－３でございます。

東京都健康推進プラン２１（第三次）では、都の健康づくりに資する取組を、施策一覧として計画上に記載しております。

東京都健康推進プラン２１（第三次）の推進に当たっては、関連施策の進捗を把握し、評価した上で事業を進めていく必要があると考えており、昨年度もこの会議にて、事業の進捗状況を報告させていただきました。

まず、資料４－１から４－３までの各資料について、資料の構成を説明させていただきます。

資料４－１は、東京都健康推進プラン２１（第三次）の関連施策の進捗状況の一覧でございます。

次の資料４－２は、資料４－１の補足資料で、具体的に個別の事業を抽出したものでございます。

資料４－３は、東京都健康推進プラン２１（第三次）の各事業を体系的に１枚にまとめたもので、東京都健康推進プラン２１（第三次）の領域ごとに、領域１をピンク色、領域２を水色、領域３を黄色という形で、体系を表したものでございます。なお、新規事業につきましてはアンダーラインを引いておりまして、今年度は、領域３に１つ該当がございますので、後ほどご覧いただければと思います。

今後も東京都健康推進プラン２１（第三次）に関連する新規事業の有無につきましては、定期的に把握いたしまして、該当があれば資料４－３に加えていきたいと考えてございます。

それでは、資料４－１に戻りまして、資料の内容について説明させていただきます。

資料4-1は、繰り返しになりますが、東京都健康推進プラン21（第三次）に掲載しております3領域、18分野、100施策の進捗状況を落とし込んだものでして、再掲部分もごさいますが、一番左の番号は1から100まで、記載をしてごさいます。

資料の一番左の「番号」から「事業概要」までと、一番右端の「担当部署」は、東京都健康推進プラン21（第三次）に記載している内容と同様のものごさいます。

今回報告しますのは、「事業概要」の右側の「令和6年度予算額」から「令和7年度取組予定」までで、昨年度の事業実績とその評価、今年度の実施状況を昨年度から更新しております。

事業の評価方法につきましては、昨年度の会議と同様ごさいますが、全ての事業につきまして、統一的な数値を用いた評価や検証を行うことは非常に難しいため、進捗状況の評価方法としては、各事業の所管課におきまして、その事業の目標や予定などをベースに、実績が上回っているかどうかによって評価を行うこととしております。

具体的な評価内容としましては、資料の中央の部分の「達成度」と「令和6年度実施状況に関する担当課の評価」の二つで行わせていただいております。

「達成度」のところは、5段階の記号を入れてごさいます。予定を上回って実施できた場合には◎、おおむね予定どおり実施できた場合には○、一部しか実行できなかった場合には△、実施できなかったものは×、評価ができないものについては横棒のバーを書かせていただいております。

その右の「令和6年度実施状況に関する担当課の評価」には、達成度だけでは表せない質的な評価について、各所管課が文章にて記載をしてごさいます。

各事業において、令和6年度の実績を「達成度」と「担当課の評価」の列で評価し、その点を踏まえながら、「令和7年度取組予定」で今年度の実施状況を記載しています。

各事業について、すべての内容をご説明しますと膨大な時間になってしまいますので、この場での詳細なご報告は省略させていただきますが、事務局といたしましては、全体的には、令和7年11月時点ではおおむね滞りなく進捗していると考えてごさいます。

掲載している事業は、健康推進課の所管のものが多くを占めており、これまでの会議等でご紹介した取組もありますので、幾つか抜粋して説明させていただきたいと思ひます。

資料4-1の一番上、番号1「東京都健康推進プラン21（第三次）の推進」ですが、こちらは、特定の分野としての事業ではなく、東京都健康推進プラン21（第三次）を推進していくに当たって全般的に取り組んでいる事項ごさいます。

具体的には、本会議のような会議体の開催や、都民の健康づくりを支援するためのポータルサイトの運営、健康づくりに係る人材を養成するための研修等で、令和6年度につきましては、滞りなく実施しました。

今年度の実施状況でございますが、ポータルサイト「とうきょう健康ステーション」につきましては、現在、再構築を行っているところでして、ユーザー目線でのサイトの構成を目指すほか、検索等の機能を拡充する予定となっております。

また、今年度の取組といたしまして、現在、東京都健康推進プラン21（第三次）の普及啓発資材であるパンフレットを作成しているところでございます。こちらは、資料4-2の1ページ目、個別の資料でご説明させていただきます。

こちらが現在、作成中のパンフレットでございます。全16ページで、東京都健康推進プラン（第三次）の各分野から、特に注目していただきたい分野を取り上げております。

予定している配布先といたしましては、関係行政機関や医療保険者としておりますが、読む方につきましては、都民など、専門職に限らないことを想定して、イラストを多く取り入れることで、東京都健康推進プラン21（第三次）の内容を分かりやすく、読みやすいように構成をしております。

昨年度の本会議におきまして、こういった資材について、各関係機関のホームページ等で提示できるデータがあるとなお良い、というご意見もいただいておりますので、バナーやデジタルサイネージも作成中でございます。完成後は、デジタルブックと併せて配布先にご案内をする予定でございます。

次に、資料4-1、1ページ目の中段、番号6「職域健康促進サポート事業」でございます。

本事業は、事業者団体と連携し、中小企業に対して健康経営の普及啓発と取組支援を行うものでございます。実施に当たりましては、東京商工会議所が養成する「健康経営エキスパートアドバイザー」等を活用しております。

普及啓発につきましては、年度の目標を1万社、取組支援につきましては180社を目標として掲げておりますが、令和6年度は、実績が目標値に達していないため、達成度を△としてございます。

目標数には達してはませんが、昨年度からは、新たに全国健康保険協会東京支部（協会けんぽ）にもご協力いただきまして、普及啓発を強化しております。引き続き、企業の健康経営の促進を進めているところでございます。

続いて、資料4-1の番号8「生活習慣改善推進事業（地域における食生活改善事業）」でございます。

令和6年度は、これまで飲食店からの食環境づくりとして実施してきました「野菜メニュー店」を「からだ気くばりメニュー店」としてリニューアルいたしまして、新たに協力店舗を募集しました。メニュー店の取組対象を増やしたことで、健康に配慮したメニューを提供する店舗を増やすことができました。

令和6年度末時点では315店舗となっておりますが、こちらのからだ気くばりメニュー店につきましては、東京都の保健所が所管する多摩と島しょ地域の店舗数となりますので、その点を補足させていただきます。

今年度の実施状況でございますが、引き続き、からだ気くばりメニュー店の増加に向けて店舗への働きかけを行うとともに、SNSなどを活用して都民への普及啓発も実施しているところでございます。

また、小売販売事業者と連携した食環境整備といたしまして、今年度は、11月に3つの事業者に協力いただき、都内店舗での啓発活動を行ったところでございます。そちらが、資料4-2の2ページ目になります。

小売販売事業者と連携した食環境整備につきましては、「野菜」、「栄養バランス」、「減塩」の取組を令和7年度から3か年計画で実施することとしておりまして、今年度は「減塩」についての取組を実施したところでございます。

都民向けの広報として、LINE広告や東京都の公式SNSなどで取組に関する情報発信を行ったほか、都内スーパーマーケットの協力を得まして、食塩相当量が少ない弁当へのシールの貼り付けや、減塩に関する情報や食べ方の工夫などのPOPを掲出していただきました。

ご協力いただいた事業者からは、キャンペーンの時期の売上げについて、前年と比較して良い結果が出たのご報告もいただいております。来年度以降も引き続き、いろいろな事業者の協力を得ながら、啓発を進めていきたいと考えております。

資料4-1に戻っていただきまして、2ページ目の番号18「生活習慣改善推進事業（ポータルサイト「TOKYO WALKING MAP」）の運営」でございます。

区市町村等が作成したウォーキングマップを、東京都として取りまとめたポータルサイト「TOKYO WALKING MAP」を、令和6年から令和7年の2か年で再構築いたしました。

令和6年度に実装を予定しておりました閲覧実績に基づくお勧め表示や、コース周辺にある「からだ気くばりメニュー店」や健康遊具施設の地図上での掲載などについては滞りなく完了し、昨年3月に新しいサイトを公開したところでございます。

再構築2年目となる今年度につきましては、資料4-2の3ページのとおり、新たな機能として、写真投稿や歩いたコースの記録、スタンプラリーなど、実際にウォーキングをする上で、より楽しく継続できるマイページ機能を追加いたしました。

また、サイトの魅力や認知度の向上を図るために、このポータルサイトを周知するための動画を作成し、LINEやYouTubeで広告を掲出したほか、新たに追加した写真投稿機能を用いまして、ウォーキングコースのフォトコンテストを今年度開催いたしました。フォトコンテストにつきましては、既に終了していますが、54点の応募に707票の投票をいただき、入賞した上位10作品を、現在サイト上で公開しているところです。後ほど、ご覧いただければ幸いです。

続きまして、資料4-1、5ページ、番号40「受動喫煙防止対策の推進」でございます。

令和6年度は、リーフレットやホームページにより、都民や事業者への周知を実施したほか、世界禁煙デー・禁煙週間に合わせたスカイツリーでのライトアップなどを実施いたしました。

また、都の受動喫煙対策につきまして、条例の施行状況等の検討を昨年度の施策検討部会にて実施し、いただいたご意見を令和7年度の取組に反映しております。

令和7年度の実施状況は、資料の4-2をご覧くださいと思います。左側の「喫煙者の配慮義務・都民への飲食店標識確認の啓発」につきましては、昨年度の施策検討部会でいただきました、「喫煙者に対して、屋外等の喫煙禁止場所以外での喫煙時の配慮義務について啓発が必要」といったご意見や、「飲食店での受動喫煙の機会を減らすために、飲食店を選ぶ際の標識確認の呼びかけが必要」といったご意見を踏まえた取組でございます。

喫煙者がよく調べるキーワードや飲食店を検索する際のキーワードに連動して広告表示を行い、配慮義務の特設ページや、飲食店の選び方の特設ページに誘導しまして、啓発を行っているところでございます。

また、資料右側の「外国人への喫煙ルールの周知」につきましても、「都にいらっしゃる外国人向けに、都内の喫煙に関するルールの周知が必要」という昨年度のご意見を踏ま

えた取組でございます。特設サイトやハンドブックの多言語化を図るとともに、訪都外国人に向けたターゲティング広告も実施しているところでございます。

100施策の中から抜粋した形ではございますけれども、施策の進捗状況の説明は以上でございます。時間の都合がありますので、その他の事業につきましては、後ほど資料をご覧くださいければと思います。

事務局からは以上です。

【河原座長】 ありがとうございます。

ただいま事務局から、東京都健康推進プラン21（第三次）に関連する取組の実施状況について説明がございましたが、何かご質問、あるいはご意見はございますか。

全体を通じて、この東京都健康推進プラン21（第三次）の問題というのは、都の調査でも認知度が低いということですね。SNSとかいろいろ努力されていますから、いろいろな年齢層の方が興味持つような形でPRできればと思います。武見委員、どうぞ。

【武見委員】 女子栄養大学の武見でございます。私の専門の栄養・食生活についてコメントします。

河原座長がおっしゃったことにもつながりますが、例えば、からだ気くばりメニュー店の店舗数が増えていることは分かりますが、店舗での利用者の状況や、利用された方々の反応はどうでしょうか。なかなか定量的に全体を把握するのは難しいかもしれませんが、店舗数の増減だけではなく、からだ気くばりメニュー店の利用者や興味を持ってくださる方に、もう一つ踏み込んだ把握をしていただくと良いのではないかと思います。

どれだけ実施できたかというのは幾つかご紹介いただいた中で分かりましたが、都民がどう反応したかまで分かると、課題が明確になって、今後の方向性がはっきりするのではないかと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

【河原座長】 事務局いかがでしょう。

【千葉健康推進課長】 ご意見ありがとうございます。来年度の取組の参考にさせていただきたいと思います。

【河原座長】 ほか、何かご質問、ご意見はございますか。

自治体の方もおられると思いますが、区市町村あるいは保健所レベルで、こういうところをこうしてくれたらうまくいくのではないかなというようなご意見はございますか。

葛飾区の新井委員、どうぞ。

【新井委員】 いつもお世話になってありがとうございます。

東京都と悩みは共通するのではないかと考えておりますが、いろいろこの施策を企画・実施していきますと、それがどの程度区民の健康、東京都で言えば都民の健康度に寄与しているのか、それをどうやって把握していくのかというところが一番大きな悩みであると思います。どのような事業を実施したとしても、完全に一対一で評価できるものではないと思っているので、何らかうまく活用できるような指標などがあれば、我々も活用させていただくという形になるのではないかとこの気はしております。

よろしく願いいたします。

【河原座長】 ありがとうございます。

では、田原委員、都保健所の立場から何かございませんか。

【田原委員】 河原先生、ありがとうございます。

武見委員からお話しいただいた、からだ気くばりメニュー店については、都の保健所で進めているところですが、反省しておりますのは、事業者からは、からだ気くばりメニュー店になって対象が増えたことで非常に取組を推進しやすくなったというお声は聞いていますが、武見委員がおっしゃっているように、利用者の皆様の声については、健康に配慮したメニューを選ぶ方が多くなったかといったところまでは十分に突き止められておらず、本当に武見委員のおっしゃるとおりであると思っております。

また、後ほど申し上げようかと思いましたが、例えば、自殺対策について、私ども多摩府中保健所管内の6市とも、やはり子供の自殺が多くなっていることを踏まえて、とても熱心に取り組んでいただいております。特に今年度はその中の1市が、我々保健所と管内にある大学病院と連携して、自傷で救急搬送された方の自殺者未遂対策などを行っております。

とても重いことに取り組まれています、その中で聞いた話では、1泊でも入院なさった方に関しては結構アプローチができていくということです。市は来年度もモデル事業を継続しようとしており、自殺対策は本当に地道な活動ですが、いろいろと工夫した活動を粘り強く一步一步やっていくことが大事であると思っております。以上です。

【河原座長】 ありがとうございます。ほか、ご意見、ご質問はございませんか。

ではもう1人、檜原村の岡部委員いかがでしょうか。私の勤務地の病院と同様に、かなり都心と事情が違うと思いますが、いかがですか。

【岡部委員】 お世話になっております、檜原村の岡部と申します。よろしく願いいた

します。

檜原村は、都内ではありますが、都心とは分母も人口も全然違う中で、健康ひのはら21というのを掲げて、一生懸命取り組んでいるところです。

本会議の委員に就任し、会議での様々なご意見やなど非常に勉強になっております。いろいろな事業を都で実施いただいております、全て把握し切れないこともあります、こういった事業をどう活用していくか、また、その効果を見ていく必要があるのではないか、と思っております。

檜原村でも、村の中で健康推進員を指定して、地域に還元できるように取り組んでおり、先ほど田原委員からお話があった自殺対策のゲートキーパーなどの研修も受けていただいております。

また、手前味噌になりますが、歯科保健事業における意識の向上というところでは、檜原村は保育園から中学校までほぼほぼクラスが変わらないメンバーで、なおかつ歯科のほうでも、訪問歯科の歯科衛生士や歯科医師によって、小さい頃から歯磨きの習慣付け等を学校に出向いてやっていただいております、今年度、国から歯科保健優良校として表彰されております。そういった地道な活動をコツコツしていくことが必要だと、小さいながらも思っているところでございます。

東京都の関連施策をこれからも参考にしつつ、村としても頑張っていきたいと思っております。ありがとうございます。

【河原座長】 ありがとうございます。

ほかにいかがですか、よろしいでしょうか。

関連事業の実施状況の報告がこの議題の目的ですので、挙がりましたご意見を参考にされて、次につなげていただきたいと思います。

それでは時間の関係がございますので、次の議題に移ります。

議事（4）「令和8年度の取組について」、事務局からご説明をお願いいたします。

【千葉健康推進課長】 事務局でございます。それではご説明させていただきます。

資料5をご覧ください。ここからは、来年度、健康推進課で新たに実施する事業を4点、ご説明をさせていただきます。

これまで実施してきたものを含めまして、各分野の事業につきましては、施策検討部会において定期的にご意見やご助言をいただいているところではございますが、本日、ご紹介する新規事業につきましては、様々な専門分野のお立場でご参画いただいている本会議

委員の皆様からも、ぜひ、ご意見やご助言をいただければと思っております。

皆様からは、来年度実施するに当たり、こんな点を意識したほうが良いですとか、こういったことを行うとより効果的であるといったご意見をいただけるとありがたいと思っております。

なお、今回ご紹介する新規事業は、あくまでも案の段階でございます。今後、都議会で来年度予算案が可決、成立してから、本格的な実施になるというところのみ、ご留意いただければと思います。よろしくお願いたします。

それでは資料に沿って、一つずつ説明をさせていただきます。

まず資料5の1ページ、「眠り方改革キャンペーン」でございます。

こちらは、東京都健康推進プラン21（第三次）の、「休養・睡眠」分野に係る事業でございます。来年度は、睡眠に係る複数の取組を展開したいと考えております。

資料の一番上、事業の背景・課題でございますが、令和5年に行いました、前計画である東京都健康推進プラン21（第二次）最終評価では、休養分野の指標である、「睡眠時間が十分、あるいはほぼ足りている人の割合」、それから「眠れないことが全くない、あるいはめったにない人の割合」はどちらも悪化したという評価になってございました。

また、昨年実施しました健康に関する世論調査でも、「睡眠時間が足りている人の割合」は57.8%で、緑の折れ線グラフのとおり、年々減少している状況でございます。

さらに、今回の計画である東京都健康推進プラン21（第三次）で新たに指標となった「睡眠休養感」につきましても、約29%の方が睡眠で休養を得られていない状況でございます。

こうした調査結果から、令和12年の中間評価に向けて、指標の改善を図っていくためにも、さらなる睡眠への取組が必要と考えまして、来年度、新たな事業を開始することといたしました。

次に、資料の中ほどにございますこれまでの取組についてですが、前計画である東京都健康推進プラン21（第二次）中間評価においても、休養に係る指標が悪化していることを受けまして、令和2年度から「健やかな睡眠を得るための普及啓発事業」を実施してきたところでございます。

世論調査の結果では、睡眠不足の理由として、残業や夜勤等の働き方や、家事が占める割合が大きかったことから、働く世代をターゲットとして、東京都主催の「ライフ・ワーク・バランスEXPO」などの職域向けイベントにおいて、睡眠に関する知識や勤務時間

インターバルなどを紹介するパネルを出展してきました。

併せて適切な睡眠の取り方や、不眠症などの睡眠障害に関する情報を掲載したパンフレットを作成し、企業の人事労務担当者のほか、働く世代への啓発を実施してきたところでございます。

来年度については、ただ今ご説明した職域へのアプローチを継続しつつ、新たに都民への直接的な啓発を実施したいと考えてございます。

具体的には、3点掲げさせていただいております。

1点目が、動画等の媒体作成による情報発信ということで、訴求力のある著名人やアニメーション動画による周知を予定しており、SNS広告などを通じて広く睡眠の重要性を発信し、睡眠への関心を喚起していきたいと考えております。

2点目は、企業との連携による都民参加型キャンペーンでございます。良い睡眠を得るための生活習慣を定着させるきっかけとなるように、快眠に係る取組を一定期間継続した方に景品を提供し、特に健康づくりへの関心が低い層への行動変容を促していきたいと思っております。

なお、ここで都民の皆様にお渡しする景品につきましては、キャンペーン後も活用できるような睡眠関連グッズを想定しておりまして、睡眠関連の商品を取り扱う企業への協賛を呼びかけることで、企業と連携したキャンペーンの展開を考えております。

3点目でございますが、専門家による講演ということで、睡眠に関する情報を分かりやすく解説していただくことで、都民の睡眠に係る知識の向上を図っていきたいと考えております。

以上3点の取組により、睡眠の重要性の認知度を高めるとともに、都民の行動変容のきっかけを作り、良い生活習慣の実践につなげていきたいと考えております。

続いて、資料2ページの「若者の自殺防止に向けた普及啓発」ですが、こちらは説明の順番を入れ替えさせていただきまして、先に3ページの「健康優良企業知事表彰の創設」についてご説明させていただきます。

こちらは、「多様な主体による健康づくりの推進」の分野に係るものでございまして、企業における健康経営の取組の促進を目的とする事業でございます。

健康経営とは、企業が従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実施することとされております。東京都は企業が集積し、事業者や就業者が多い状況がございまして、都だけではなく、職域での健康づくりの取組も大変重要となっております。

そのため、東京都健康推進プラン21（第三次）では健康経営に取り組む企業数を増やすことを指標の一つに設定しており、これまでも健康経営の促進に向けた取組を進めてきたところです。

こうした健康経営については、都内の保険者や経済団体、関係団体、それから東京都で構成する協議会におきまして、健康優良企業を認定する制度というのが既にございまして、一定の基準を達成した企業に対して、段階に応じて銀の認定、金の認定を付与しているところでございます。現在の認定企業数については、資料右上のとおりでございます。

今回の東京都健康推進プラン21（第三次）では、銀の認定、金の認定を取得した企業数を、経営に取り組む企業数として指標に設定しております。

都でも、これまで健康経営に取り組む企業を支援するため、職域健康促進サポート事業を進めてまいりました。こうした健康経営を行う企業を増やす事業を進める一方で、健康優良企業の認定制度につきましては、開始から約10年が経過しており、今後は、健康経営の取組の継続を図っていくことも大変重要であると考えております。

そこで、健康経営に長期的、継続的に取り組む企業を模範として称えることで、健康優良企業認定をさらに促進していくために、都知事による表彰制度を新たに創設することといたしました。

健康経営に取り組む企業を奨励するとともに、本表彰制度の創設を機に、まだ健康経営に取り組めていない企業への啓発にもつなげていきたいと考えております。

来年度は、制度創設の記念イベントとして、表彰式と合わせて企業向けの講演会等を実施し、健康経営の認知度向上と企業の機運の醸成も図っていききたいと考えております。

表彰制度の創設に当たりましては、健康優良企業の認定制度を運用する健康企業宣言東京推進協議会と連携しながら、イベントの実施と普及啓発に取り組んでいく予定でございます。

次に、資料の4ページ目でございます。

「女性特有のがん検診受診促進キャンペーン／女性のがん検診受診応援事業」でございます。

こちらは、東京都健康推進プラン21（第三次）の分野といたしましては「がん」と「女性の健康」の分野に関する取組でございます。

東京都健康推進プラン21（第三次）及び東京都がん対策推進計画では、5つのがん、胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん、子宮頸がんの各検診受診率の目標を60%以上に設

定しております。

がん検診の受診率は年々増加の傾向にございますが、一方で、女性特有のがんである乳がんと子宮頸がんの受診率は、ほかのがん種に比べてもやや低い状況で、また、勤務先でのがん検診の実施率も、乳がんと子宮頸がんが低い状況になってございます。

女性のがん検診受診率の向上に向けるこれまでの取組でございますが、若年層に訴求力のあるインフルエンサーを活用した広報などを重点的に展開しておりまして、その効果につきましては、今年度実施した調査によって評価をしたいと思っております。

なお、この調査結果につきましては、来年度の会議で報告させていただければと考えております。

がんは全体としては60歳代で罹患者数が大きく増加する疾患ですが、乳がんは40歳代、子宮頸がんは30歳代で大きく罹患者数が増加する疾患でございます。乳がん、子宮頸がんは、早期に治療すれば多くの方が助かる疾患であり、若年のうちから定期的に検診を受診することが非常に重要でございます。そのため、来年度の事業といたしまして、こういった女性特有のがんについて、検診受診を促進する新規事業を2つ実施する予定でございます。

まず1点目は、「女性特有のがんの検診受診促進キャンペーン」といたしまして、働く世代の女性をターゲットとして、受診の促進につながるショート動画などを募集してコンテストを実施し、優秀作品を活用してSNS広告を展開するほか、ハッシュタグによるSNS投稿キャンペーンなどを併せて実施することで、重点啓発対象者への効果的なアプローチを図りたいと考えてございます。

次に2点目の、「女性のがん検診受診応援事業」では、子宮頸がん検診を受診した20歳以上の女性の方、または、乳がん検診を受診した40歳以上の女性の方に対して、インセンティブを付与するものでございます。こうしたがん検診の受診に対するインセンティブを提供することで、検診に関心を持っていただいて、改めてがん検診の受診のきっかけを提供したいと考えております。

なお、乳がん、子宮頸がんの検診の受診間隔は2年に1回となっているため、こちらの事業は、令和8年度と令和9年度の2か年で実施する予定としてございます。

次の自殺対策につきましては、別の担当者から説明させていただきます。

【小澤健康推進事業調整担当課長】 健康推進事業調整担当課長の小澤と申します。よろしくお願いたします。

先ほどは、岡部委員と田原委員から、自治体や保健所における子供の自殺対策の取組をお話いただきまして、ありがとうございました。私どもの部署で取り組むだけでなく、様々な部門、様々な形で子供の自殺対策に取り組んでいただくことが、子供の自殺の減少につながると考えておりますので、今後ともぜひよろしくお願いいたします。

私からは、資料5の2ページ目「若者の自殺防止に向けた普及啓発」についてご説明いたします。

先ほどの議事2「東京都健康推進プラン21（第三次）各指標の進捗について」におけるベースライン値のご説明にて、自殺死亡率は減少していると申し上げたところですが、直近2年の自殺者数は減少傾向にある一方で、小中高生の自殺者数は増加傾向にあるという深刻な状況でございます。

次年度の事業に関しましては、これまでも若者の自殺対策には取り組んできた中、現状の取組で不足している点を検討し、下段に記載の取組を予定しております。

東京都においては、様々な悩み事に関する相談窓口を設け、これまでも相談を呼びかけてきておりますが、若者へのアンケート調査では、「死にたい気持ちのときに誰にも相談しなかった」との回答が約6割に上っており、相談に対してハードルを感じている若者が多いと見られております。

また、自殺者数の増加と同時に、自傷や自殺未遂による救急搬送も非常に増加しており、特に若い年代では、医薬品の過剰摂取が多く見られております。これは生きづらさへの対処として、過剰摂取やリストカットに救いを求めているような状況であると言われております。

東京都では、中段にありますように、これまで小中高校生向けに相談窓口を案内する小さなリーフレットを作成し、学校を通じて配布してきましたが、学校とのつながりが薄い層への啓発手段としては十分ではない点があるのではないかとということや、相談が苦手な若者への働きかけにも課題があると考えております。また、これまでは、ODを念頭に置いた自殺対策の取組がない状況でした。

そこで、令和8年度の取組として、下段の2点を考えておりまして、まず一つは、新たに中学生・高校生を対象に、漫画などを取り入れた読みやすいホームページを作成したいと考えております。ホームページでは、単に相談を呼びかけるだけではなく、AIチャットボットを活用して自分の気持ちを整理する方法など、つらい気持ちの際のセルフケアの方法などもご案内したいと思っております。

二つ目ですが、過剰摂取されやすい市販薬は、比較的実店舗で購入されることが多いとされておりますが、今年5月から薬機法の改正によって、薬局等でそうした市販薬を購入する際に、年齢確認や用途確認が義務づけられ、必ず声をかける機会ができることとなります。この機会を活用し、都内の薬局などと連携して、該当する医薬品を購入する若者に対して、先ほどご説明したホームページを案内するカードをお渡しして、必要な方が支援につながるよう取り組んでいきたいと考えております。カードは片面を当課が作成するホームページへ、もう片面を薬の適正使用などに取り組んでいる部門で作成しておりますオーバードーズに関する啓発ページへの案内とすることを考えております。

また、薬局や薬店の販売者の方々には、これまでもゲートキーパーとしての認識をお持ちいただきまして研修にも参加いただいているところですが、改めてゲートキーパー活動への理解や協力の依頼を行っております。

【千葉健康推進課長】 事務局からの説明は、以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【河原座長】 ありがとうございます。

ただいま、事務局から令和8年度の新規事業についての説明ございましたが、何かご意見やご質問はございますか。

自殺対策のところ、小中高生の自殺者が増えているという説明がありましたが、よく報道されるのは、いじめがあっても学校が取り合わなかったといったことがあると思います。これは教育部局との連携になると思いますが、事業実施に当たっては教育に従事している方の意識の向上や働きかけも必要ではないかと思いましたが、いかがでしょうか。

【小澤健康推進事業調整担当課長】 河原座長、ありがとうございます。

河原座長がおっしゃるとおり、現場の先生方のご対応というのは非常に重要になってくると思います。この点は教育部局とも情報共有・連携しながら取り組んでいるところですが、当局としても、教員の方向けに、ODやリストカットをしてしまう若者の心理への理解や、望ましい対応などについての研修も行っており、非常に多くの方にご参加いただいておりますので、現場では大きな課題としてご認識いただいているかと思っております。

【河原座長】 ありがとうございます。ぜひよろしくお願いいたします。

今、4名の委員から手が挙がっていますので、柴田委員、古井委員、村山委員、和田委員の順番で発言をお願いしたいと思います。

まず、柴田委員からお願いします。

【柴田委員】 ご説明ありがとうございました。

健康優良企業知事表彰とがん検診の2つについて、続けて申し上げます。

まず、優良企業の知事表彰について、私も健康企業宣言東京推進協議会のメンバーとして、しっかりやっている企業を表彰していただくのは大変ありがたく、ほかの企業も表彰を目指すということになると思いますので、本当に良いことであると思っています。

一方で、金の認定219社というのは、都内の全企業の中の数であり、協会けんぽに限っては、中小企業が非常に多いものですから、実は金の認定は約30社しかありません。ステップ1の宣言も、全体では7,800社ありますが、この中で協会けんぽは3,000社ぐらいで、協会けんぽの加入事業所の1%にも満たない状態であります。

要は、健康企業宣言東京推進協議会の銀の認定が、中小企業にとってはハードルが非常に高いものですから、都内の企業全体の健康経営をしっかりサポートしていくためには、知事表彰ばかり脚光を浴びてしまうと、全体としては少し違ってくるのではないかと思います。

これはこれで進めていただきたいですが、その他の企業にも目を向ける施策等も検討していただきたいと思います。

2点目ですが、がん検診は健康増進法で市区町村が実施することになっていますが、被用者保険やその他の保険に入っていて、がん検診を受診する機会がある加入者には市区町村の案内はなくても良いことになっております。実は、協会けんぽの被扶養者の特定健診にはがん検診が含まれておらず、また、市区町村からは、国保の加入者には案内しますが、被用者保険の加入者には案内をしていないというケースがあります。

したがって、いろいろキャンペーンをしていくことも必要ですが、市区町村の広報に載っているだけというケースもあろうかと思しますので、きちんと検診の案内をするといった対応もご検討いただかないと、全体として受診は広がらないと思います。

なお、江戸川区から始まりましたが、協会けんぽの特定健診とがん検診の同時検診を、2か月間いつでも可能としているケースがございます。こういった形で、市区町村の住民全体に何か行き届くような形の施策も併せてご検討いただけたらと思います。

【河原座長】 ありがとうございました。事務局、お願いします。

【千葉健康推進課長】 まず、健康優良企業知事表彰につきまして、中小企業へも目配りをとというご意見でございました。全くそのとおりだと思いますので、健康企業宣言東京推進協議会などを通じまして、中小企業にもきちんとご意見を伺いながら施策を進めていき

たいと考えておりますし、また、都で行っております、職域健康促進サポート事業は、中小企業を対象とした事業でございますので、既存事業も大いに活用しながら進めていきたいと思っております。

もう一点、がん検診についてですが、ご指摘のとおり、住民検診につきましては、区市町村が事業として担っているところでございまして、検診対象者への受診勧奨は、区市町村によって異なるというのが実態でございます。

我々といたしましては、各企業での職域検診も勧めるほか、職域での検診の機会がない方については、企業から住民検診への誘導をお願いするということも働きかけております。また、検診の機会として、例えば土日の対応など、より受けやすい検診が広がるように、区市町村とも協力しながら取り組んでいきたいと考えております。

【河原座長】 柴田委員、よろしいですか。

【柴田委員】 はい、ぜひ、被用者保険とも一緒に協議しながら進めていただきたいと思います。

【河原座長】 よろしくお願ひします。

では、古井委員、お願ひします。

【古井副座長】 ありがとうございます。

すごくいろいろなチャレンジをされていて、来年度も楽しみであると思いましたが、1つコメントしたいと思います。

資料4-3で、都の主な事業を俯瞰的に整理されており、改めていろいろな事業が実施されていると思っております。都の施策がなかなか難しいと思うのは、国が制度や法律を作るということと、市区町村や企業、健康保険組合がダイレクトに事業を行うということの間なので、都の施策として、直接人に対峙がなかなかできない、そこはやるべきではないと思ひますし、一方で、何が必要だというときに、恐らく啓発事業や地域・職域の受容性を高める仕組みづくり等がメインになると理解をしております。

今回の事業もそれに当てはまると思ひますが、啓発をするにしても、仕組みづくりにしても、資料4-3の施策1つ1つの効果検証というのは今から難しいと思ひます。ただ、やはりこれから新しくやる事業に関しては、少なくともしっかりと効果を見極めたり、それから、例えば先ほどの睡眠のプログラムの参加者の前後比較を見たり、それぞれの施策が都内のどこの機関と協力をすべきなのかを見ているのが良いと思ひます。当然、施策の対象になる都民に動線を持っている機関と組むのがいいわけで、もちろん企業もあり

ますし、睡眠については我々もこの間、論文を出しましたが、半分は職場、半分は生活習慣の乱れなので、そういう意味で健康保健組合や共済組合の保険事業として、実施されているところが結構あります。

それから今、すごく要請があるのは、学校の教職員の方の睡眠問題です。効果検証事業を行っており、東京都としては広く公平に啓発することは大事ですが、その施策のある一部でもいいので、効果を見るとか、どういうところと協力関係を持ってやるかというのは、非常に重要な意識が必要なのではないかと思っています。

意見でございます。以上です。

【河原座長】 事務局いかがでしょうか。

【千葉健康推進課長】 古井委員がおっしゃるとおり、効果検証は本当に求められているところでございますので、できる限り見える化を図っていきたいと考えております。ありがとうございます。

【河原座長】 ありがとうございました。

次に、村山委員、お願いいたします。

【村山委員】 村山です。同じく効果検証に関して思った点ですが、今、4つぐらい事業を出していただきまして、それぞれお金がかかる事業とあまりかからない事業というのがあるのではないかと思います。例えば、オーバードーズの問題等は、そもそもあまり周知されていないといえますか、若者にもっと周知していく必要があるので、SNSやいろいろな専門職を使って連携しながら周知することに予算をかけるというのは、価値があると思います。一方で、例えばがんの部分で、SNSを使う、あるいは経済的インセンティブを出して受診勧奨を行うというのはありがちな施策だと思いますが、これがどの程度効果があるのか、費用に対して何%受診率を上げることができたのかということは、やはりシビアに評価すべきなのではないかと思います。

文献を調べたところ、経済的インセンティブのがん検診受診促進効果というのは、かなり限定的という知見が多くて、資料には今回の事業に予算をいくらかけるのか書かれていないので分かりませんが、この事業によって一体何%の受診率が向上したか、どういう層の受診率を高められたか、というところをちゃんと説明するというのは大事ではないかと思っています。

ですので、ぜひ効果検証をしっかりとやっていただいて、例えばいくら予算をかけて受診率が3%上がって良かったです、ということだけではなく、ある程度分析的に検証いただ

けると良いと思っております。

以上です。

【河原座長】 ありがとうございます。貴重なご助言だと思っておりますが、事務局いかがでしょう。

【千葉健康推進課長】 村山委員、ありがとうございます。

おっしゃるとおり、がん検診受診促進は、インセンティブよりも個別勧奨のほうが、効果が高いということと言われており、重々承知しておりますが、今回は、住民検診で区市町村から送付される通知に併せて我々の事業を案内する等、個別勧奨にもつながるようなこともしっかりやりながら、効果を上げていきたいと考えております。

さらに費用対効果についても、事業でアンケート調査等も組み合わせながら、実績が取れるような仕組みづくりも考えていきたいと考えております。

結果が良い方向に出るように、全力を尽くしたいと思っております。よろしく願いいたします。

【河原座長】 ありがとうございます。

それでは、和田委員、お願いします。

【和田委員】 東京都薬剤師会の和田でございます。

私からは若者の自殺防止に向けた普及啓発というところで、医薬品の過剰摂取についてコメントさせていただきたいと思っておりますが、健康推進課、また薬務課には、良い資材や研修を作成いただきまして感謝申し上げます。

やはり薬剤師会としましては、この過剰摂取の問題は大変重大な問題と考え、忸怩たる思いを抱えているところです。様々な取組を行っておりますが、各地域薬剤師会でも、ゲートキーパー研修を取り入れ、都で作成された医療従事者向けのゲートキーパー研修動画について周知し、活用を促させていただいております。

また、当会が行う研修会でも、薬局で行う啓発や、適切な機関へつなげることを重要視して、過剰摂取やその背景をテーマにした研修会なども行っております。

また、先ほど小澤課長からもありましたように、薬機法の改正に伴って、乱用に使われてしまう医薬品の販売ルールが変わりますが、こちらは改正日の5月1日を待たずに、適正な販売や積極的な声かけができるように取り組んでおります。

そして、主に学校経由の手段になってしまいますが、学校薬剤師による薬物乱用防止教室もございます。以前は違法薬物が中心でしたが、今は幼いうち、特に小学校低学年くら

いから薬についての正しい知識を身につけてもらうことが大切であると思っており、やはり、誤った知識で過剰摂取をしてしまう子供たちも多くいるので、そういった子供たちを減らすというような狙いもあります。

東京都では電話相談だけではなく、チャットなどの相談窓口を開設いただいておりますので、薬物乱用防止教室では、つらい気持ちを抱えたときには、そういった相談窓口があるということもお伝えしており、当会で作成した資材にも掲載させていただいて配布しております。

先ほど田原委員が、粘り強く一步一步とおっしゃったように、自殺対策はなかなか一つの要素で解決できる問題ではないと思います。私たちができることをより密度を濃く継続していくということ、あとは、様々な機関の方たちと連携、協働していくことで、少しでもこの問題に陥ってしまう方が少なくなるように取り組んでおります。

また、この問題の一つに係ると考えているのが、現在の若者たちは、ネットやSNSを通してたくさんの情報を得ることができますが、その中には誤った情報や悪意を持った情報も混ざってきているのではないかと考えておりますので、同時にネットリテラシー、メディアリテラシーの向上についても取り組んでいかなければならないのではないかと感じております。

すみません、長くなりましたが、以上でございます。

【河原座長】 ありがとうございます。薬剤師会を中心にした取組と思いますが、事務局は何かご意見はありますか。

【小澤健康推進事業調整担当課長】 大丈夫です。

【河原座長】 それでは、西村委員、お願いします。

【西村委員】 栄養士会の西村でございます。

栄養や食に関しまして、非常にいろいろな取組が広がってきているということを感じております。ただ、東京都の場合、離島も多くございますので、島の方々にもこういった施策がどこまで届けられるのかと思っております。島はそれぞれの事情が違いますので、かなり難しい面もあると思いますが、こういった取組がきちんと浸透していくように、ぜひ、都のほうでもお願いしたいと思っております。よろしく願いいたします。

【河原座長】 ありがとうございます。ほか、ご意見、ご質問はよろしいですか。

様々なご意見をいただき、新規事業の進め方の参考になったと思っておりますので、ぜひ、よろしく願いいたします。

ほか、全体を通じて何かございますか。

それでは、事務局から補足等がございましたらお願いします。

【千葉健康推進課長】 事務局でございます。

本日は、皆様から多くのご意見いただきましてありがとうございます。いただいたご意見を参考にしまして、さらに健康づくり施策を推進してまいりたいと考えております。

本日の議題につきまして、追加のご意見がある場合には、事前にお送りさせていただいております「御意見照会シート」をお使いいただき、メールにて2月24日火曜日までにご返送をお願いいたします。

なお、本会議の委員の皆様の任期につきましては、本年の3月までとなっております。本会議を通じまして、多くのご助言、ご意見を賜りましたことに深く感謝申し上げます。ありがとうございました。

任期の終了に当たりまして、保健医療局保健政策部長から、一言ご挨拶をさせていただきます。

【小竹保健政策部長】 東京都保健医療局保健政策部長の小竹でございます。会議の閉会に当たりまして、一言、ご挨拶させていただきます。

本日は大変お忙しい中、本会議へのご出席を賜りまして、誠にありがとうございました。

先ほど健康推進課長から、委員の皆様の任期につきましてご案内を差し上げました。皆様には東京都健康推進プラン21（第三次）の策定直後という計画初年度と2年目の極めて重要な時期にご就任いただき、今後の取組を進める上で、大変有意義な議論をいただきましたことに厚く御礼申し上げます。

また、学識経験者として、これまで長きにわたって委員をお務めくださいました、河原座長、古井副座長、武見委員、津下委員におかれましては、今期にて、本会議の委員をご退任予定となっております。これまで皆様には、長らく都の健康づくり施策に関わっていただき、特に東京都健康推進プラン21につきましては、第二次計画の策定を始め、進捗管理や最終評価、そしてその成果や課題を踏まえた第三次計画の策定という、大きな節目の時期に継続してご参加いただきました。多年にわたり専門的かつ的確なご助言をいただき、都の健康施策の基盤づくりに大きく貢献していただきましたことに、改めて感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

東京都では今後も、社会環境の変化や多様化する健康課題に向き合いながら、都民の健康の維持・向上を図ってまいります。その実施に当たりましては、都だけではなく、学識

経験者の皆様をはじめ、推進主体である本会議の委員の皆様のご協力が欠かせませんことから、引き続き、変わらぬご助言とご協力を賜りますと幸いです。

本日は誠にありがとうございました。

【千葉健康推進課長】 よろしければ、ご退任となる河原座長、古井副座長、武見委員から、一言ずつご挨拶をいただければと思います。

まず、古井副座長からお願いできますでしょうか。

【古井副座長】 長きにわたりまして本当にお世話になり、ありがとうございました。

私は、この東京都の会議に参加することで、自分自身として、施策と職場や地域の現場、その間をつなげることの重要性に気がつきまして、そういった視点で学生教育の事象研究に携わることができました。

本日も申し上げたように、東京都の施策というのは国と区市町村、企業との間でなかなか難しいポジションだと思っており、こちらに参加されている、いろいろなステークホルダーの方のご協力があって都の施策が前進するというのを目の当たりにしました。

これから若い先生方やいろんな方がこの委員を経験することで、東京都の施策の賛同者、伝道者が増えていくことを期待しております。

本当にありがとうございました。

【千葉健康推進課長】 ありがとうございます。続きまして、武見委員、お願いできますでしょうか。

【武見委員】 武見でございます。本当に長い間ありがとうございました。

私は東京都で生まれ育ってききましたので、この東京都健康推進プラン21については、ある意味で自分の地域という気持ちも持って関わらせていただきました。

栄養・食生活に関しても、本日ご報告いただいたようにいろいろな形での取組が進んできているのは、本当にうれしく思いました。ただ、普及啓発という意味で言うと、栄養・食生活は情報提供だけでは限界があります。やはり、食事や食品といった具体的な食べ物の在り方がすごく大きくて、それがどういう質のものか、どう提供できるか、というような、食物そのものを動かしていくという形での事業を行い、また、効果検証についても工夫して進めていただくことを希望しております。

東京都は規模が大きいので、都が変われば全国への影響もあると思います。そういう意味で、これからもこの東京都健康推進プラン21が充実していくと良いなと思っております。

どうもありがとうございました。

【千葉健康推進課長】 ありがとうございます。それでは、最後に河原座長、お願いいたします。

【河原座長】 本当に長きにわたりお世話になりました。

私自身、行政マンをやって、それから大学で医療政策と血液事業政策を研究や教育のメインにしていたのですが、振り返ってみれば、私自身、社会に出て働き出したのが保健所でした。当時保健所は、老人保健事業の委託を受けていて、健診や健康教育、健康増進活動を多く担当し、それが私の公衆衛生学者としての原点かなと思っています。

今から30年近く前になりますが、厚生省、今の厚生労働省で健康日本21の策定に関わったことも大きなターニングポイントかなと思ひまして、それで今に至って東京都のお世話になったということで、健康増進活動に関わることが私の人生ではないかと思っています。

今は臨床に関わっていますが、今後も引き続き、地域で臨床を踏まえながら健康増進活動を展開していきたいと思っています。

今後新たなスタートを切るような形になると思いますが、この会議のご発展と都民の皆さんの健康増進にますます寄与されんことを祈念いたしまして、挨拶に代えさせていただきます。

長きにわたりありがとうございました。

【千葉健康推進課長】 委員の皆様、どうもありがとうございました。

事務局からは以上でございます。

【河原座長】 長時間にわたってご討議いただきまして、ありがとうございました。

これをもちまして、令和7年度第1回東京健康推進プラン21推進会議を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

【千葉健康推進課長】 ありがとうございました。

(午後7時10分 閉会)